

安芸広域市町村圏事務組合負担金徴収条例

(平成 2 年 7 月 1 日 条例第 10 号)
改正 平成 12 年 5 月 19 日 条例第 1 号
平成 17 年 3 月 3 日 条例第 1 号
平成 20 年 1 月 4 日 条例第 1 号
平成 28 年 3 月 15 日 条例第 10 号
令和 2 年 7 月 30 日 条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、安芸広域市町村圏事務組合同規約第 11 条の規定により、組合に要する経費の負担金の徴収について定めるものとする。

(負担割合)

第 2 条 前条に規定する負担金は、別表 1 及び 2 に掲げる負担割合により、関係市町村から徴収するものとする。ただし、関係市町村との協議により適当と認める案件については、別表 2 に掲げる経費負担割合のうち引受件数割から除外することができる。

(負担金の決定)

第 3 条 負担金の額は、組合に要する経費について、前条に規定する負担割合によって算出するものとし、議会の議決を得て管理者が決定する。

(委任規定)

第 4 条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 5 月 19 日 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 3 月 3 日 条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 20 年 1 月 4 日 条例第 1 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 15 日 条例第 10 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 7 月 30 日 条例第 5 条)

この条例は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

処 理 事 務		分 担 市 町 村	経 費 負 担 割 合	
(1) 広域 ふるさと 市町村圏 計画の策 定及び事 業の実施 に関する 事務	① 議会費、広 域事務費及 び予備費に 係る経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	人口割	50%
	② 観光振興に 係る経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	標準財政規模額割	50%
(2) 広域 ごみ処理 に関する 事務	① 用地等に係 る経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	均等割	10%
	② ごみ焼却施 設の建設等 に係る経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	人口割	45%
	③ ごみ焼却場 の運営に係 る経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	標準財政規模額割	45%
	④ 建設に係る 事務経費	室戸市、安芸市、東洋町 奈半利町、田野町、安田町 北川村、馬路村、芸西村	均等割	10%
			人口割	45%
			標準財政規模額割	45%

別表2（第2条関係）

処 理 事 務	分担市町村	経 費 負 担 割 合	
		引 受 件 数 割	徴 収 実 績 割
(1) 市町村税 等の滞納整理 に関する事務	案件の移管を 行った市町村	引受件数1件当たりの負担額 で次の計算式により算定する。 なお、引受件数枠は、市町村と の協議により毎年決定する。	前年度徴収実績の10/100
(2) 税外債権 等の滞納整理 に関する事務	案件の移管を 行った市町村	（当該年度の歳出予算額－徴 収実績割の総額－その他の収 入額）÷引受件数枠総数×滞納 事案の移管を行った市町村ご との引受件数枠	

税外債権等の滞納整理に関し個別に発生した経費は、当該案件の市町村の負担とする。